

高山市立本郷小学校 いじめ防止基本方針

平成26年 4月 1日策定

令和 7年 4月 1日改定

はじめに

高山市では、国が法を定める以前からいじめ問題に着眼し、平成7年に全国に先駆けて「いじめのない明るい都市づくり宣言」を行い、いじめ問題は学校のみの問題ではなく、社会全体における大きな課題であると捉え、学校・家庭・地域等が互いに連携を図り、一体となって対応することを宣言するとともに、「深めよう絆」を合言葉に、未然防止に力を入れて子どもたちの健全育成に向けた取組みを進めてきた。

また、一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保や児童・保護者との信頼関係の強化を図る中で人権意識を育むとともに、平成18年11月20日に児童代表や会が中心となって「ストップ！いじめ宣言」を行った。本校においても児童および学校職員、地域の方々においてもいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない」と捉えつつも「いつ、誰にでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。

ここに定める「本郷小学校いじめ防止基本方針」は、令和3年3月に改訂された「高山市いじめのない明るい都市づくり基本方針(高山市いじめ防止基本方針)」の理念を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法：第1章第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

いじめは基本的人権を侵害する許されない行為である。「いじめは許さない」という強い信念のもと、教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応等に当たる。

- ・「いじめは、人として絶対に許されない」
- ・「いじめは、いつでも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。

- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの子も大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取り組み（自己有用感を高める取り組み）

（１）魅力ある学級・学校づくり（規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、「なりたい自分」の実現に向けてどの子も仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、良さを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時いじめに係る問題を取り上げ、児童自身がいじめ問題について考える機会を大切にし、自分たちの力で主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
- ・日頃から、児童が教師に悩みを打ち明けられるような信頼関係を構築することに努めるとともに、自ら相談したい人を教職員、保健相談員、スクールカウンセラー、図書館指導員等の中から指名し、相談できるようにする「マイサポーター制度」等を取り入れながら、児童が気軽に大人に相談できる体制を整える。

（２）「任せる・ゆだねる授業」の推進

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・「わからない」「できない」という児童への支援を大切にし、自己肯定感をもたせる指導をきめ細かく行う。
- ・授業場面において、挙手している児童への指名のみならず、挙手がない児童への机間指導や意図的指名を通して、広くその思考を捉えながら授業を進める。
- ・自分の考えを持たせる場面を大切にし、小集団学習を取り入れることで、自らの考えと仲間の考えをつないで、より深い仲間学びを展開する。
- ・学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。

（３）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・「特別の教科道徳」の時間を要としながら、すべての教育活動の中で道徳教育を推進し、積極的に「いじめ問題」についても取り扱う。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を

- 理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、地域で活動する方との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動の充実を図る。
- ・教育活動全体を通じて、どの子にも命を大切に作る心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育の充実を図る。
 - ・誰もが差別や偏見を許さず、性的少数者や在住外国人など多様性を認め合う教育を推進し、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」「問題解決力」を育む人権教育の充実を図り、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
 - ・障がいのある人もない人もお互いの理解を深める「心のバリアフリー教育」を推進する。
 - ・様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育（SOS の出し方に関する教育）こころの健康の保持にかかわる教育を推進する。
 - ・新型コロナウイルス感染症等、感染者への差別や医療従事者等への心ない言動等がないよう、正しい判断力を身に付けさせる指導を推進する。

（４）いじめを許さない学校風土づくり

- ・児童がいじめを許さない学校風土を作るために、教職員は、日常的な関わりの中で、人を傷つける言動については、ささいなことでも毅然とした態度で対応するとともに、いじめの訴えに対しては教職員が全力で対応することを児童に伝える。

（５）郷土教育の充実

- ・地域の方との交流や地域への貢献活動等を積極的に位置づけ、地域の方との心のふれあいを大切にし、達成感や貢献感を味わえるようにする。

（６）情報モラル教育の推進

- ・情報端末機器や通信型ゲーム機等の利便性や危険性について、教職員と保護者の間で共通理解を図る。また、こうした機器を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導の一層の充実を図る。
- ・インターネット上のトラブルやSNS（ソーシャルネットワークサービス）の使い方について、児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等を通じ、啓発活動の充実を図る。
- ・保護者や警察等関係機関と連携し、未然防止策を講じるとともに問題への対処等について関係団体・機関と連携・協働する体制を強化する。

（７）年間指導計画（いじめ防止プログラム）に基づいた未然防止対策の推進

- ・年間指導計画の中に職員研修などを複数回位置づけ、いじめの未然防止に計画的に取り組む。年間指導計画は、本校の実態に応じたいじめの未然防止の取り組みを明記するとともに、早期発見・早期対応についての取り組みを明らかにする。
- ・年間を通じ、児童や保護者に対し、自校の「学校いじめ防止基本方針」やSOSの出し方を具体的に説明することや、教職員が断固たる決意でいじめ問題にとりくんでいくことを示す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対していじめの未然防止に係る取り組みを企画・提案する。

（８）保育園・中学校との連携

- ・保育園での情報については、サポートブックの活用や、保育園の指導者との引継ぎ会等を通して、気になる児童についての情報を引き継ぎ、就学時の支援につなげる。
- ・中学校への引継ぎは、個別の支援計画・指導計画等を活用しながら、中学校教員との面談を実施し、確実に引き継ぐ。いじめ事案についても、引継ぎを実施し、その後のいじめ事案の再発防止や未然防止につなげる。

（９）学校運営協議会との連携

- ・学校運営協議会において、学校のいじめ未然防止における取り組みや課題等を共有し、学校と地域が連携していじめの未然防止に努める意識を高める。

３ いじめの早期発見・早期対応に向けての取り組み

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われることが多く、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。そのうえで、ささいな兆候を見逃さないよう、児童生徒との日常的な関わりを大切にするとともに、家庭との信頼関係を築く。

（１）児童との信頼関係の構築

- ・授業だけでなく、様々な活動において児童とともに活動し、日頃の継続的な見守りや声掛けを何よりも大切にすることで、信頼関係の構築に努める。また、日常的な関わりによってわずかな変化も見逃さない感覚を磨き、児童理解に徹する。

（２）教職員間での情報共有の徹底

- ・どの子にもいじめが起こりうるという認識をもち、気になる情報について、児童が示すわずかな変化であっても教職員間で情報を共有するとともに、保護者との間でも情報を交換・共有する。また、いじめに関わる児童・生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校相互の連携協力体制を整備し、関係する児童生徒、または保護者に対する指導・助言を適切に行う。

（３）教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、いじめ防止アドバイザーの派遣等、必要に応じて適宜職員研修を行い、いじめのサインを見逃さない高い感性を磨くとともに、一人一人の教職員がいじめの早期発見・早期対応に取り組む。

（４）客観的な実態把握と支援体制の充実

- ・ハイパーＱＵによる分析を丁寧に行い、支援が必要な児童を見逃さず、適切な支援を行う。また、定期的なアンケート調査により、いじめにつながる芽を見逃さない校内体制をつくる。

（５）相談体制の充実

- ・児童が話したいことがあってもだれに話してよいかわからないことや、身近にいる教師に話しづらいケースも考えられることから、「マイサポーター制度」を充実させ、サポーターと連携することで、いつでも気軽に安心して相談できる環境づくりを進める。年６回の教育相談を位置づけ担任や担任以外の教職員とも話をする機会を設けるなど、普段から児童生徒の話を丁寧に聞き、相談内容に対して誠実に対応する。

（６）いじめに関わる事案の報告

- ・いじめの事案について具体的な事実を把握し、月ごとに問題行動調査をまとめ、教育委員会に報告する。また、年間２回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討する。

（７）関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生委員、主任児童委員、学校運営協議会、保護者代表、法務局等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ問題発生時の対応

（１）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに関係職員や管理職に報告し、個人の経験や判断に基づいて対応するのではなく、組織でいじめを認知し、組織で対応することを徹底する。

また、事実関係を明らかにした上で、いじめを受けた児童を守り通すとともに、本人や保護者に対して、明らかになった事実を説明し、本人や保護者の意向を踏まえ、今後の指導方針と見通しを決定する。いじめた児童に対しては、いじめは許されない行為であることを指導し、本人の反省を促すとともに、再発防止の指導を行う。学校は、保護者と連携して、「ともに支えていきましょう」という姿勢をもち、児童を見守る体制を確実に作る。

【組織対応の徹底】

- ・アンケート実施後、その内容を担任のみが確認するのではなく、複数の目で情報を共有（ダブルチェック）する体制を徹底し、いじめの兆候を見逃さないようにするとともに、いじめが起きた際には迅速に対応する。
- ・いじめ・いじめの疑いを発見、通報を受けた教職員は、一人で対応せず、直ちに管理職・生徒指導主事等に報告し、組織でいじめを認知し、対応する。
- ・校内の「いじめ未然防止・対策委員会」において、事案に対する学校としての

指導方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にし、対応する。

- ・事案の対応に当たる教職員は、管理職に経過報告を確実に行う。管理職は、対応の見届けを確実にを行い、教職員間の連携を確実に機能させて対応する。
- ・必要に応じ、いじめ防止アドバイザー等の指導助言を依頼する。

【保護者や関係機関への報告と説明】

- ・いじめの被害者になったと思われる児童の保護者には、速やかに連絡し、現在学校がつかんでいる情報や今後の対応について説明し、家庭と連携して児童を見守る体制を作るとともに、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意しながら、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取り組みを行う。
- ・いじめに係る情報提供を行った児童の保護者にも連絡し、情報提供者を守ることや情報提供を受けて事案について適切に対応していくことを伝える。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた児童の保護者と連携して、自身の行動を振り返らせながら、いじめは許されない行為であることを自覚させるとともに、自らの反省を促す指導を行う。
- ・いじめの内容とともに学校の対応について、教育委員会に報告する。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、状況に応じて警察等に協力を求め、直ちに削除する等の措置をとる。
- ・必要に応じて、個人情報に配慮した上で PTA 会長や学校運営協議会会長に現在の状況やその後の学校の対応について報告し、連携して対応する。

【解決に向けた児童生徒への支援体制の構築】

- ・いじめられた児童、いじめた児童、いじめを目撃していた児童から、速やかにかつ丁寧に事実確認や情報収集を行う。
- ・いじめられた児童の安心・安全を最優先に対応し、その児童にとって最も信頼できる人が寄り添い支援できる体制をつくり、不安を取り除く。また、状況に応じて、医療やカウンセリング等の専門機関とも連携して支援する。
- ・いじめた児童に対しては、組織的に連携していじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。また、いじめた児童には、なぜいじめが起こってしまったのかを考えさせるとともに「いじめは許されない」ことを自覚させる。さらに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を深く反省し、謝罪できるような指導に努める。そして、いじめを起こした背景にも配慮し、いじめた児童生徒の継続的な指導・支援に当たる。

（２）「重大事態」への対処

【「重大事態」の定義】

いじめ防止対策推進法：第５章第２８条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

※「生命、心身または財産に重大な被害」

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童生徒が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な障害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

※「相当の期間」

○年間３０日を目安とする。ただし、いじめを受けたことにより一定期間連続して欠席しているような場合、また児童や保護者から申し立てがあった場合は、迅速に対処する。

学校は、いじめの重大事態が発生したと判断した場合、または、いじめの重大事態につながる恐れがあると判断した場合は、教育委員会を通じて市長に報告するとともに、高山市児童生徒等の重大事態調査委員会や教育委員会等と連携し、事案の調査・検証を行う。

【事案にかかわる調査・検証】

- ・総合教育会議により、調査の主体が「学校いじめ未然防止・対策委員会」（校内）と判断された場合、「学校いじめ未然防止・対策委員会」に「高山市児童生徒等の重大事態調査委員会」委員のうち若干名を第三者委員として加え、教育委員会や有識者等の関係機関が関わり調査・検証を行う。重大事態に至る要因となったいじめ行為が「いつ・どこで・誰から」行われ、「どのような内容であったか・いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係」について、また、「学校職員がどのように対応したのか」について、可能な限り明らかにする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかにかつ丁寧に調査する。

【調査結果と再発防止策の報告】

- ・調査結果について、教育委員会を通じ総合教育会議へ報告するとともに、高山市個人情報保護条例にも留意し、いじめを受けた児童及びその保護者に対しても、適切に情報を提供する。また、重大事態に至った経緯やその際の対応にかかわる客観的な事実関係とともに、再発防止策についても報告する。

【児童へのサポート】

- ・長期欠席等を余儀なくされている児童に対しては、必要に応じて、スクールカウンセラーをはじめとする外部機関との連絡をとりつつ、心身の安定を図るとともに、学習面に対する補償を実施し、不安の払拭に努める。

【進学先への引継ぎと見守りの徹底】

- ・児童の進学先においては、卒業をもっていじめの重大事態の解決とせず、継続して見守るために、いじめ事案についての確実な引継ぎを実施し、一貫した連携が図られるよう情報を確実に伝える。

（３）当事者へのケア（見守り）

- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりするなど、いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境の確保を最優先に行う。
- ・児童の状況に応じて、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、教育相談担当による相談、医療機関や外部専門家による支援等の必要な措置を講ずる。
- ・場合によっては、いじめられた側、いじめた側の両者のカウンセリングを行い、再発防止につなげる。
- ・いじめを見たり、聞いたりしていた周囲の児童には、「無関心」「見て見ぬふり」がいじめを助長する可能性があることに触れ、気になることは周りの大人に相談することを指導し、いじめを許さない姿勢について指導する。
- ・いじめ問題は、「謝罪」をもって「解決」とするのではなく、いじめが行われていない状態が、相当期間（３か月を目安）続くまでは、家庭と連絡を取りながら、当該児童への見守りを注意深く継続する。また、その後についても折を見て当該児童と会話などを通して見守り、再発防止に努める。

5 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の２点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

6 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となる。従って、アンケート質問票原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料・調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を５年とする。

7 いじめ未然防止・対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法：第4章第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭

学校職員以外：保護者代表（PTA会長）、学校運営協議会（副会長）

スクールカウンセラー

- ・「北稜校区学校運営協議会」においてもいじめについての情報提供や話題作りを積極的に行い、地域全体としてもいじめに対して前向きに取り組む姿勢を促す。

いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容（例）	備考
4月	・始業式、入学式で、いじめは許さないこと、困ったことがあったら、いつでもどこでもだれにでも相談することを話す。 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・児童理解研 ・高山市いじめ問題対策協議会における取り組みを全職員で共有 ・PTA総会で「方針」説明（保護者向けネットいじめ研修を含む）	「方針」の確認
5月	・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む） ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施 ・ハイパーQUアンケートの実施 ・北稜校区学校運営協議会で「方針」説明	
6月	・高山市のホームページに「方針」を発信 ・いじめ未然防止に向けた全校集会（児童会によるいじめ防止の取組について）	
7月	・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（4月からの取組評価） ・心のアンケート（記名式）の実施	夏季休業中の指導
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有 ・ホームページ等による取組経過等の報告 ・北稜校区学校運営協議会（中間報告） ・教育相談の実施	
10月	・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・子どもを語る会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・「ストップ！いじめ宣言」強化月間	
11月	・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・児童向けネットいじめ研修 ・心のアンケート（記名式）の実施	
12月	・「教職員の取組評価(学校評価)アンケート」（次年度に向けて） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・教育相談の実施	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・心のアンケート（記名式）の実施と教育相談の実施 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・北稜校区学校運営協議会（今年度のまとめ・評価）	
2月	・児童会の取組のまとめ ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・学校自己評価書に取り組みのまとめを記載	
3月	・学校だより等による次年度の取組等の説明	次年度への引き継ぎ

*参考資料一覧は次ページに掲載

《参考資料》

- 「いじめ防止 これだけは！」 (平成24年9月配布 岐阜県教育委員会)
- 「ほほえみと感動のある学校をめざして(三訂版)～いじめの未然防止のために～」
(平成24年3月配布 岐阜県教育委員会)
- 「教育相談 これだけは！」 (平成25年9月配布 岐阜県教育委員会)
- 「子どもの目線に立つ～学力向上に向けた授業改善のために～」
(平成25年11月配布 岐阜県教育委員会)
- 「指導リーフ」増刊号 Leaves. 1 いじめのない学校づくり 学校いじめ防止基本方針
策定Q&A (平成25年11月発行 国立教育政策研究所)
- 「指導リーフ」Leaf4 いじめアンケート (平成24年6月発行 国立教育政策研究所)
- 「指導リーフ」Leaf7 いじめの理解 (平成24年9月発行 国立教育政策研究所)
- 「指導リーフ」Leaf8 いじめの未然防止Ⅰ
(平成24年9月発行 国立教育政策研究所)
- 「指導リーフ」Leaf9 いじめの未然防止Ⅱ
(平成24年9月発行 国立教育政策研究所)
- 「指導リーフ」Leaf10 いじめと暴力 (平成25年1月発行 国立教育政策研究所)
- 「指導リーフ」Leaf11 いじめの認知件数 (平成25年1月発行 国立教育政策研究所)
- 「指導リーフ」Leaf12 学校と警察との連携
(平成25年1月発行 国立教育政策研究所)
- 「指導提要」 (平成22年3月 文部科学省)
- 指導支援資料1 「いじめを理解する」 (平成21年6月 国立教育政策研究所)
- 指導支援資料2 「いじめを予防する」 (平成22年6月 国立教育政策研究所)
- 指導支援資料3 「いじめを減らす」 (平成23年6月 国立教育政策研究所)
- 指導支援資料4 「いじめと向き合う」 (平成25年7月 国立教育政策研究所)
- 平成18年以降のいじめ等に関する主な通知文と関連資料
(平成24年9月 文部科学省、国立教育政策研究所)
- 「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」
(平成25年5月22日送付 岐阜県教育委員会学校支援課)
- 教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月 文部科学省)
- 子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き(平成22年3月 文部科学省)
- 「児童の自殺が起きたときの背景調査の在り方について(依頼)」
(学支第479号平成23年6月13日 岐阜県教育委員会学校支援課)
- 「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」の改訂について(通知)
(平成29年8月22日改訂 岐阜県)
- 高山市いじめのない明るい都市づくり基本方針(高山市いじめ防止基本方針)
(令和3年3月改定 高山市・高山市教育委員会)